

別記第2号様式

千葉県企業局施設整備センター一般競争公告 第14号

姉崎分場 I T V 設備更新工事の一般競争入札の実施について

入札公告（個別編）

地方自治法第234条第1項の規定により本工事の一般競争入札を実施するものとし、次のとおり公告する。また、本入札公告のほか、入札公告（共通編）を併せて公告する。

なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年8月7日

千葉県企業局施設整備センター所長 関矢 義明

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事概要

工 事 名	姉崎分場 I T V 設備更新工事
工 事 箇 所	市原市有秋台東2-17-1 姉崎分場 外
予 定 価 格	落札決定後公表する
工事の種類	電気通信工事
工 事 期 限	令和10年3月18日限り
工 事 概 要	【工事目的】 本工事は、姉崎分場 I T V 設備の機能維持を図るため、更新を行うものである。 【工事概要】 姉崎分場 I T V 設備更新 一式
主 要 資 材	—

(2) 入札方式及び落札者決定方式

本案件は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術資料を受け付け、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する工事である。

入 札 方 式	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）
落札者決定方式	総合評価方式（特別簡易型B）
適用するダンピング対策	☐ 最低制限価格制度 ・ ☒ 低入札価格調査制度
積算基準の適用	☐ 土木 ・ ☐ 土木（電気通信編・機械編） ・ ☐ 営繕 ・ ☒ 下水（土木を除く） ☒ 千葉県企業局積算基準（水道編） ・ ☐ その他（電気通信編・機械編）

※ 入札公告（共通編）の参考を参照し、積算基準に対応した最低制限価格又は調査基準価格の算定方法を確認すること。

(3) 入札日程

入札手続き	期 日（開始日～期限日）
入札公告期間	令和8年8月7日（金）～令和8年9月2日（水）

設計図書等の縦覧期間※ ¹	令和8年8月7日（金）～令和8年9月7日（月）
質問受付期間※ ¹	令和8年8月7日（金）～令和8年8月26日（水）
質問回答日	令和8年9月1日（火） 17:00
資格確認申請受付期間※ ² （申請書及び資格確認資料）	令和8年9月3日（木）～令和8年9月7日（月）
資格確認通知日※ ³	令和8年9月7日（月）
入札書受付期間※ ² （入札書、工事費内訳書） ※総合評価方式を適用する工事の場合、当該期間内に技術資料を提出	令和8年9月8日（火）～令和8年9月9日（水）
開札日	令和8年9月11日（金） 13:30
落札者決定通知日（予定）※ ⁴	令和8年10月2日（金）

※¹ 各日の午前9時から午後5時までとする。

※² 開始日の午前9時から期限日の午後5時までとする。

※³ 事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

※⁴ 入札参加資格の事後審査の手続きにより延期する場合がある。

（4）入札条件

建設リサイクル法※ ¹	☒ 対象 ・ ☐ 否	
フレックス工期契約制度※ ²	☐ 対象 ・ ☒ 否	
I C T活用工事	☐ 対象 ・ ☒ 否	
CCUS活用工事※ ³	☒ 対象 ・ ☐ 否	
専任特例2号の場合※ ⁴ の 監理技術者の配置	☐ 対象外	☒ 可 ・ ☐ 不可 兼務できる工事の所在：千葉県内
電子入札約款第2条第5項で 定める誓約書※ ⁵ の提出	☐ 必要 ・ ☒ 不要	
債務負担行為の活用	☒ 有	☐ 有 ☒ 無 本工事では、契約初年度の 支払請求は出来ない。 ☐ 無
電子契約サービス※ ⁷	☒ 可 ・ ☐ 不可 本工事は、電子契約サービスを選択することができる。	
関連工事	☐ 有 ・ ☒ 無	

※¹ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の適用を受ける対象工事の場合、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられる。

※² 千葉県企業局建設工事フレックス工期契約制度実施要領を参照すること。

※³ 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）を参照すること。

※⁴ 専任特例2号の場合とは、建設業法第26条第3項第2号による場合をいう。入札公告（共通編）の「技術者

の配置」を参照すること。

※5 誓約書は、別記1号様式により、資格確認申請書と併せて提出すること。

※6 「無」の場合、契約初年度の支払い限度額が設定されていない（債務負担行為（全部債務）による工事である）ため、契約初年度は、前払金等の支払請求が出来ないことに留意すること。

※7 電子契約を希望する場合は、資格確認申請書と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

(5) その他

なし。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 個別事項

名簿登載	電気通信工事の格付がA等級である者。
建設業許可	特定建設業の許可を有する者。
営業所の所在地	—
技術者配置	保有資格 電気通信工事における建設業法第15条第2号のイ又はロに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に配置できる者。
	施工実績 —
同種工事	過去15年間に、ITV設備の設置工事又は更新工事を施工した実績がある者。
その他 完成工事高 災害対応貢献企業他	—

- ・「名簿登載」とは、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）における、本案件の発注工種に対応する業種別の登載状況及び登載されている格付等級による資格要件をいう。
- ・「建設業許可」とは、本案件の発注工種に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に定める業種別の許可の有無による資格要件をいう。
- ・「営業所の所在地」とは、営業所の有無による資格要件をいう。ここで“主たる営業所”とは、建設業の許可を受けた主たる営業所をいい、“従たる営業所”とは、建設業の許可（本案件の発注工種に限る）を受けた従たる営業所で、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿において契約委任先として登録した営業所をいう。
- ・「技術者配置」とは、本工事への配置を予定する主任技術者（又は監理技術者）に求める資格要件をいう。なお、資格要件が設定されていない場合であっても、建設業法第26条の規定による主任技術者（又は監理技術者）の配置（又は専任配置）は必須となることに留意すること。入札公告（共通編）の「技術者の配置」を参照すること。ただし、主任技術者（又は監理技術者）の専任配置が必要な工事で工場製作のみの期間がある場合は、当該期間においては主任技術者（又は監理技術者）の専任を求めないものとする。
- ・「技術者配置」の施工実績及び「同種工事」の“過去15年間”の期間は、入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（平成23年4月1日～入札公告の日）をいう。
- ・「同種工事」とは、入札参加者が有する元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合の者に限る。）で施工した実績（竣工したもの）の有無による資格要件をいい、千葉県企業局経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月22日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者を認める。
- ・「完成工事高」とは、経営事項審査の完成工事高（「2年（又は3年）平均」の欄）について、等級格付けの基礎

となったもの又は有効な経営事項審査によるもののいずれかによる資格要件をいう。

- ・「災害対応貢献企業」とは、以下のいずれかの有無に該当する者をいう。

ア 千葉県知事（又は事務所長）と所定の協定を締結している団体に加入している者

イ 過去2年間に、千葉県知事（又は事務所長）の要請に基づき公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、本工事の発注事務所管内における災害応急に係る業務のうち本工事の発注工種に係る建設工事を施工した実績がある者。

- ・上記の“過去2年間”の期間は、入札公告の前年度までの2か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（令和6年4月1日～入札公告の日）をいう。

（2）共通事項

ア 資格者名簿に登載されている者のうち、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の資格確認申請の期限日から本工事の落札決定の時までの間、受けていない者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

- ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

ウ 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することは出来ない。

（3）その他

なし。

3 総合評価に関する事項 別添のとおり

4 各種書類の提出先他

（1）資格確認資料、技術資料の郵送又は託送による提出先

千葉県企業局施設整備センター

住所 千葉県船橋市高瀬町62-12 企業局船橋合同庁舎2F

（2）設計図書等に対する質問の提出先

w-shisetu@pref.chiba.lg.jp

（3）問合せ先

千葉県企業局施設整備センター 総務課

電話 047-433-2574

工事名：姉崎分場 I T V 設備更新工事

工 種：電気通信工事

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型（B）	
総合評価の方法	【評価値＝（標準点＋加算点）÷入札額】	標準点 100点 加算点の最大点 15点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評 価 項 目	配点	評 価 基 準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：I T V 設備の設置工事又は更新工事を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（工種：電気通信）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を65点で評価	6点 ～ －4点	80点以上	6点
		80点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75点以上	4点
		75点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上	0点
		65点未満	－4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（●●工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点
エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（●●工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点

オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		なし	0点
カ ICT活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価（詳細は実施要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり） 【対象工種】ICT●●工	1点	活用あり	1点
		なし	0点
キ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為の有無を評価	0点 ～ －4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	－2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	－4点
ク 地域精通度 ・過去10年間の千葉県内での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
ケ 災害協定締結の有無 ・協定（災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定）の締結を評価	3点	●●主本事務所と細目協定の締結あり	3点
		千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
	2点	千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
コ 営業拠点 ・当該管内（●●主本事務所）の本店有無を評価 ・当該管内で細目協定を●●主本事務所と締結している支店がある場合は本店ありとして評価	2点	当該管内に本店あり	2点
		なし	0点

サ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績を評価	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
シ 災害活動実績 ・過去2年間の当該管内（●●主本事務所）での災害活動実績を評価	1点	活動実績あり	1点
		なし	0点

- ・二重取り消し線が付された項目については、評価の対象としない。
- ・「ア 企業の施工実績」、「ク 地域精通度」での“施工実績”は、入札公告の前年度までの10か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成28年4月1日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
- ・「イ 工事成績評定」の評価対象とする工事は、以下のとおりとする。
 - 1 過去2か年度間に完成した千葉県発注の総合評価方式で落札した工事
 - 2 ただし、上記1に該当する工事が無い場合は、過去2か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 - 3 ただし、上記2に該当する工事が無い場合は、過去5か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 なお、ここでの“過去2か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）をいい、“過去5か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）をいう。
- ・「イ 工事成績評定」、「キ 不誠実な行為」の、“千葉県所掌工事”とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局所掌の工事とする。
- ・「ウ 優良工事表彰対象工事」とは、本案件の発注工種において、令和5年度に完成した工事又は令和6年度に完成した工事で、千葉県優良建設工事等表彰要綱第2の1（1）～（5）の全てに該当する工事をいう。

【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰審査対象）

第2の1 表彰審査対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- （1）最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事成績評定点が81点以上の工事であること。

- ・「エ 難工事表彰」とは、本案件の発注工種において、令和7年度に千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく難工事表彰を受賞した工事をいう。
- ・「キ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。
 - 1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過去2年間の指名停止期間にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）
 - 2 不誠実な行為による「文書注意あり」については過去1年間の文書注意日にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）
 なお、ここでの“過去2年間”の期間は、入札公告の日から遡った2年間（例：入札公告の日が令和8年4月1日の場合、令和6年4月1日から令和8年4月1日まで）をいい、“過去1年間”の期間は、入札公告の日から遡った1年間（例：入札公告の日が令和8年4月1日の場合、令和7年4月1日から令和8年4月1日まで）をいう。
- ・「コ 営業拠点」の細目協定は、「ケ 災害協定締結の有無」の協定に基づくものを対象とする。
- ・「シ 災害活動実績」とは、当該管内における災害発生時に実施した「ケ 災害協定締結の有無」の協定に基づく応急措置又は応急復旧工事をいう。なお、ここでの“過去2年間”の期間は、入札公告の前年度までの2か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（令和6年4月1日～入札公告の日）をいう。

（３）評価内容の担保

「オ 登録基幹技能者の配置」及び「カ ICT活用工事の実施」について、本案件で評価を行う項目の履行状況について確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、審査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として３点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

（４）一抜け方式対象案件について

一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式１つとし、原則として参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一にして提出すること。

（５）その他

上記に定めのない事項については、入札公告の日時点で最新の「千葉県総合評価方式ガイドライン」によるものとする。

別記第2号様式

入札公告（共通編）

一般競争入札の実施に当たり、入札公告（個別編）に定めるもの以外の事項について、次のとおり公告する。

1 入札参加資格の確認等

本案件の入札参加を希望する者は、別記第3号様式（一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書）（以下「申請書」という。）及び資格確認資料を所定の期日内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）申請書及び資格確認資料の提出

申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出すること。

提出にあたっては、申請書様式に記載の「留意事項」、「必要となる資格確認資料」欄の記載事項を確認するとともに、必要な書類の添付漏れがないよう、「申請書・添付書類確認項目表」により添付資料を確認すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。

イ 提出する申請書及び資格確認資料は、1つの電子ファイルにまとめること。

ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0MB以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（2）資格確認資料の郵送又は託送による提出

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。

イ 電子入札システムから出力した「一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書」を申請書及び資格確認資料と併せて郵送又は託送すること。

ウ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

エ 期日内（最終日午後5時まで）の必着とする。

（3）その他

申請書及び資格確認資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資格確認資料の提出確認後に「競争参加資格確認通知書」を発行するが、当該通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認したものではないことに注意すること。

2 入札執行

入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）入札書及び工事費内訳書の提出

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

入札額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

工事費内訳書の提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 本案件の入札参加を希望するものは、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。
- イ 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は、3.0MB 以内に収めるものとする。
- ウ 工事費内訳書は、「千葉県企業局発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成 27 年 3 月 25 日制定）」（以下「取扱要領」という。）によるものとする。
- エ 取扱要領第 5 条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

（2）その他

入札書及び工事費内訳書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。

3 技術資料の提出

入札参加者は、総合評価方式における技術評価点を算出するための技術資料を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）技術資料の提出

技術資料は、電子入札システムにより提出すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。
- イ 提出する技術資料は、1 つの電子ファイルにまとめること。
- ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB 以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0MB 以内に収まる場合は、ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（2）技術資料の郵送又は託送による提出

技術資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 電子入札システムより「様式第 1 号（評価点算定資料一覧表）」のみを提出すること。
- イ 電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受信確認通知」を技術資料と併せて郵送又は託送すること。
- ウ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
- エ 期日内（最終日午後 5 時まで）の必着とする。

（3）その他

技術資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

4 契約条項等を示す場所

本案件に係る契約書案、電子入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、ちば電子調達システムに係る入札情報サービスシステムにより配布する。

（１）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、所定の期日に次のとおり提出すること。

ア 電子ファイルを所定のアドレスに電子メールにより提出すること。（電子入札システムによる提出ではない。）なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施すること。

・Microsoft Word 又は Microsoft Excel

イ 電子メールの「件名」には、工事名を記載すること。

ウ 電子メールの「本文」には、工事名及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は、添付する電子ファイルに記載すること。質問の題名、文面には、特定の企業名や個人名を記載しないこと。

エ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

回答は、所定の期日に入札情報サービスに掲載する。質問しなかった申請者も必ず確認すること。また、質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがある。

5 入札保証金

本案件に係る入札保証金は免除する。

6 調査基準価格

本案件は、低入札価格調査制度が適用される工事である。

（１）調査基準価格の設定

低入札価格調査制度を適用する工事にあつては、調査基準価格を設定する。

当該調査基準価格の設定については、「千葉県企業局建設工事等低入札価格調査実施要領（平成19年2月15日制定）」（以下、「低入要領」という。）第4条の規定を適用する。

調査基準価格の算出方法については、「参考1 調査基準価格の算定方法」を参照すること。

（２）低入札価格調査

本案件においては、低入要領に基づき、低入札調査の実施等の一連の事務手続きを以下により実施する。

ア 調査基準価格を設定する。

イ いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定を通知する。

ウ 低入要領第2条第11号に規定する第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

エ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該調査を実施する場合があります、当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。

オ 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日目（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に参入しない。）の低入札価格調査の実施者が指定する時刻までに指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、第1順位者でない者についても提出しなければならず、規定の期日までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。ただし、低入札価格調査の実施者から低入札価格調査を中止する旨の通知があった場

合はこの限りではない。

カ 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

キ 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

ク 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去 2 年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置することとする。

1) 65 点未満の工事成績評価を受けている者。

2) 発注者から工事完成検査等において修補（軽微な手直しは除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部の引渡し後、契約不適合（引き渡しされた工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）に起因し工事請負契約に基づく修補（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償を請求された者。

3) 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。

4) 自らに起因して大幅に工期を遅延させたもの。

調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低入札価格入札者のした入札を失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

価格失格判定基準の算出方法については、「参考 2 価格失格判定基準の算定方法」を参照すること。

7 落札者の決定方法

事後審査Ⅱ型は、入札執行前に全ての入札参加を希望する者が、資格確認申請（申請書及び資格確認資料の提出）を行い、入札・開札後、落札候補者を決定し、落札候補者のみ入札参加資格を確認する方式である。事後審査Ⅱ型では、開札後、入札参加者に落札の保留を通知する。なお、落札保留中に落札候補者の通知・公表は行わない。

本案件では、有効となる入札をした者が一者以上あった場合は、落札者を決定するものとする。

入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、原則として 2 回まで再度入札を行うものとする。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）落札候補者の決定

開札後、落札を保留し、千葉県企業局財務規程（昭和 39 年水道局管理規程第 6 号）第 158 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格と技術評価点から算出する評価値の最も高い者を落札候補者として、開札を終了する。

（2）落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があることが確認できた者を落札者とする。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

また、落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

落札候補者以外の入札者において、評価値の最も高い者又はくじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となったものを次順位者とする。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

電子入札約款第2条第5項で定める誓約書の提出が必要な工事において、誓約書を提出しない者の入札は、無効とする。

技術資料を提出する際に、以下のいずれかに該当した者、入札を無効とするので留意すること。

ア 電子入札システムによる提出の際に、技術資料提出画面において、工事費内訳書を添付した者。

イ 郵送または託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封し提出した者。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

9 一抜け方式入札

一抜け方式対象案件は、以下により入札を執行する。

（1）申請書及び資格確認資料の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されており、入札参加を希望する者は、工事ごとに申請書及び資格確認資料又は建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領（令和3年3月22日制定）第5条第3項に定める別紙（以下「一抜け方式別紙」という。）について、所定の期日以内に電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書及び資格確認資料については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件にのみ提出すること。参加を希望するその他の工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。なお、提出がない工事については、競争参加資格を認めない。

郵送又は託送による提出の場合、電子入札システムより「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請におけるシステム添付書」を一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事に提出すること。

（2）技術資料の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されており、入札参加を希望する者は、工事ごとに技術資料又は一抜け方式別紙について、所定の期日以内に電子入札システムにより提出すること。

技術資料の提出については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件のみ提出すること。参加を希望するその他の工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。

提出がない工事については、競争参加資格を認めない。

郵送又は託送による提出の場合、電子入札システムより「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請におけるシステム添付書」を一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事に提出すること。

（3）入札書及び工事費内訳書の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されているため、入札参加を希望するものは、工事ごとに工事費内訳書について、所定の期日以内に電子入札システムにより提出すること。

（4）落札者の決定方法

落札者を決定する順位は、原則として開札順に行うこととする。先に開札した案件が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。

なお、案件の入札を中止又は取止めた場合は、当該案件の発注はなかったものとみなし、落札者の決定順位を繰り上げて、入札手続きを続行する。

落札者決定までの日数を短縮するため、二番目以降に開札する案件については、開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、先に開札する案件の落札者を決定する前から、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行う。

このため、先に開札した案件の落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者を繰り上げて落札候補者とするとともに、二番目以降に開札する案件の落札候補者についても、先に開札する案件の落札候補者を変更した時点で、最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、順次審査を行う。

（５）入札の無効

先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降にも参加している場合はその入札を無効とする。

10 技術者の配置

（１）技術者の資格確認

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を本案件に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札参加申請日以前において、3 カ月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、通知書に記載された技術者が建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

（２）技術者を配置できなくなった場合

技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、公告に記載された落札者決定通知（予定）の前日までに、直ちに書面により申し出ること。この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

（３）専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）による場合の監理技術者の配置が認められる工事であって、専任特例 2 号による監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- ア 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- オ 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下

の範囲にあること。

①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること

※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること

②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行う。

11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県ホームページ（入札のしおり関係（建設工事等））を参照すること。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

12 苦情等の申し立て

本案件の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に書面により説明を求めることができる。この場合において、入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長は説明を求められた日から 3 日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に書面により当該契約を担当する課長又は出先機関等の長に説明を求めることができる。この場合において、当該契約を担当する課長又は出先機関等の長は説明を求められた日から 5 日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

再苦情の申し立てについては、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理手続き（平成 16 年 3 月 25 日制定）」により苦情を申し立てすることができる。

13 その他

- ・資格確認資料の作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- ・資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- ・提出された資格確認資料及び技術資料の公表、無断使用は行わない。
- ・工期は、事情により変更することがある。
- ・入札参加者は、電子入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- ・電子入札システムの操作上のマニュアルとしては、ちば電子調達システムホームページで公開している「システム操作マニュアル」を参考とすること。

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

- ・電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作等の問合せ先

ちば電子調達システムサポートデスク 電話 043-441-5551

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

- ・一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり（建設工事等）」を参考とすること。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

参考1 調査基準価格の算定方法

（1）共通事項

予定価格算出の基礎となった㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（1円未満切り捨て）を合計し1万円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- ㊦ 直接工事費の合計額に100分の97を乗じて得た額
- ㊧ 共通仮設費の合計額に100分の90を乗じて得た額
- ㊨ 現場管理費の合計額に100分の90を乗じて得た額
- ㊩ 一般管理費等の合計額に100分の68を乗じて得た額

（2）積算基準の適用等による算定方法

積算基準の適用が土木で鋼橋製作を含む工事にあつては、
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費」と読み替える。

積算基準の適用が土木（電気通信編）の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、機器間接費」と読み替える。
「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

なお、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

積算基準の適用が土木（機械編）で機械設備製作を含む工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。

積算基準の適用が下水の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、機器費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。

参考２ 価格失格判定基準の算定方法

予定価格算出の基礎となった㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（１円未満切り捨て）を合計し１万円未満を切り捨てた額、１００分の１１０を乗じて得た額とする。

- ㊦ 直接工事費の合計額に１００分の７５を乗じて得た額
- ㊧ 共通仮設費の合計額に１００分の７０を乗じて得た額
- ㊨ 現場管理費の合計額に１００分の７０を乗じて得た額
- ㊩ 一般管理費等の合計額に１００分の３０を乗じて得た額

なお、積算基準の適用等による算定方法については、参考１ 調査基準価格の算定方法に記載のものを準用する。

下記に該当する場合、失格となる。

ア 調査基準価格を設定する全ての工事

上記で算出した価格失格判定基準の額を下回る価格をもって入札した場合。

イ 調査基準価格を設定する予定価格１億円以上の工事

予定価格基礎となった㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる費用についてそれぞれ定める額のいずれかに
ついて、入札に際して提出した工事費内訳書の当該費用の額が下回る場合。